

日医発第 1714 号（健Ⅱ）（地域）
令和 4 年 12 月 3 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

「新型コロナウイルスワクチン追加接種（オミクロン株対応ワクチン接種）
の体制整備に係わる医療用物資の配布について」の一部改正について

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛て標記の事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。概要は下記の通りです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

○初回（1・2回目）接種を完了した 12 歳以上の全ての住民に向けたオミクロン株対応ワクチン接種及び 5 歳～11 歳の小児の 3 回目接種で必要となる PPE（サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の追加配布が希望する都道府県及び市区町村に対して実施されること。

○都道府県が令和 4 年 12 月 20 日（火）までに管内市区町村の PPE の配布要望数や配布先情報等を集約し、厚生労働省へ報告すること。

○国からの配送について、令和 5 年 1 月中旬を目途に実施され、遅くとも同年 2 月上旬に完了することを想定して期限が設定されていること。

（参考）

- ・新型コロナウイルスワクチン追加接種（オミクロン株対応ワクチン接種）の体制整備に係わる医療用物資の配布について（[令和 4 年 9 月 20 日付日医発第 1208 号（健Ⅱ）（地域）](#)）
- ・オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その 4）（[令和 4 年 9 月 20 日付日医発第 1189 号（健Ⅱ）](#)）
- ・医療用物資の備蓄体制の強化について（令和 2 年 8 月 7 日付（健Ⅱ 244F）参照）

事務連絡
令和4年11月30日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局
医薬産業振興・医療情報企画課
（マスク等物資対策班）
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

「新型コロナウイルスワクチン追加接種（オミクロン株対応ワクチン接種）の体制整備に係わる医療用物資の配布について」の一部改正について

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（オミクロン株対応ワクチン接種）に必要なPPEの無償配布については、「新型コロナウイルスワクチン追加接種（オミクロン株対応ワクチン接種）の体制整備に係る医療用物資の配布について」（令和4年9月15日付け事務連絡）で、初回配布についてお知らせしたところです。

今般、2回目の配布について追記し、別紙のとおり、令和4年9月15日付け事務連絡「新型コロナウイルスワクチン追加接種（オミクロン株対応ワクチン接種）の体制整備に係る医療用物資の配布について」を改正しました。

引き続き、都道府県及び市町村におかれましては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種体制を円滑に整備することができるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、前回事務連絡からの主な変更点を赤字で記載します。

【問い合わせ先】

（個人防護具の配布について）

照会先：マスク等物資対策班 配布担当

TEL：03-3595-3454

（その他体制整備全般について）

照会先：予防接種担当参事官室

TEL：03-3595-3287

事 務 連 絡

令和 4 年 9 月 15 日

令和 4 年 11 月 30 日改正

各 { 都 道 府 県
保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中
{ 特 別 区 }

厚生労働省医政局
医薬産業振興・医療情報企画課
（マスク等物資対策班）
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

新型コロナウイルスワクチン追加接種（オミクロン株対応ワクチン接種）の体制整備に係る医療用物資の配布について

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（オミクロン株対応ワクチン接種）については、「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その4）」（令和4年9月14日付け事務連絡）において、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が接種体制の準備を始めることとされています。

接種体制の確保には、必要な物品の確保も含まれますが、個人防護具（以下「PPE」という。）に関して、ワクチン接種の円滑な実施に向け、下記のとおり配布を行うこととしましたので、お知らせします。

各都道府県及び市町村におかれては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種体制を円滑に整備することができるよう、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

（個人防護具の配布について）

照会先：マスク等物資対策班 配布担当

TEL：03-3595-3454

（その他体制整備全般について）

照会先：予防接種担当参事官室

TEL：03-3595-3287

記

1. 配布する PPE について

- 筋肉注射のワクチン接種に当たっては、一般社団法人職業感染制御研究会のガイドライン¹（以下「ガイドライン」という。）において、事務職員を含めた接種会場担当者はマスクの着用を、接種者及び薬液調整・充填等準備者は、手袋の装着が推奨されている。また、救急措置としてエアロゾル発生手技を行う可能性もあることから、N95 等マスク、アイプロテクション、長袖ガウン等を救急セットとして用意しておくことも推奨されている。
- 必要物品の確保については、基本的には、各都道府県及び市町村等において行うこととしているが、ワクチン接種を円滑に実施するため、今般、配布を希望する都道府県及び市町村に対して、ガイドラインの内容に基づき、必要な PPE（サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の配布を実施することとした。
- また、各都道府県及び市町村における接種体制の整備に当たっては、ガイドラインの別添で示されている内容も踏まえられたい。
- なお、今回 PPE については配布を行うが、その他の必要物品の確保に関しては、引き続き、各都道府県及び市町村等において進められたい。接種体制確保に必要な費用については、「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その4）」（令和4年9月14日付け事務連絡）において、必要な予算措置を行う予定としている。

2. PPE の配布スキームについて

(1) PPE の配布要望数、配布先等の登録について

- 初回接種を完了した12歳以上の全ての住民に向けたオミクロン株対応ワクチン接種の実施を想定して配布を行う。
併せて、5歳～11歳の小児の3回目接種分の PPE 配布も行う。

¹ 令和3年4月一般社団法人職業感染制御研究会「予防接種（筋肉注射）における個人護具の使い方（改訂版）」

(http://jrigoicp.umin.ac.jp/ppewg/im/ppeguide_imvaccine_v1.pdf)

- 今般の PPE 配布は別添の考え方にに基づき配布数の上限を予め決定した上で、接種会場の確保を行う都道府県及び市町村に対して行う。追加の補填配布を行う予定はないことから、配布上限数では不足が見込まれる自治体においては、都道府県備蓄も活用しながら、物資の確保を行うこと。なお、その際に、今までの国からの配布物資を使用することも可能である。
- 都道府県は、オミクロン株対応ワクチン接種の実施に係る PPE や、このほか5歳～11歳の小児の3回目接種分の PPE も含めて、別紙の登録様式を用いて、管内市町村の物資の配布要望数や配布先情報等を集約し、厚生労働省マスク等物資対策班 (mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp) 宛報告する。
- 別紙の登録様式には別添の考え方にに基づき、厚生労働省において予め計算した各都道府県・各市町村の配布数が表示されるようになっている。この配布数は上限であるため、必要な数のみ報告いただいて差し支えないが、不要分を次回配布に繰り越すことはできない。
- 配送先を複数指定することも可能としているため、国から接種会場への直送を希望する場合は、接種会場ごとの必要情報を記載すること。また、別紙に、物資ごとの保管スペースの目安も記載しているので、必要な保管スペースが確保可能な配送先を選定すること。
- 別紙の登録様式による配布要望数等の報告の締め切りは、以下のとおりとする。
別紙「オミクロン株対応ワクチン接種に係る配布希望シート」による報告。
その際、初回の登録様式と異なるため、初回の登録様式は使用しないこと。

期限： 令和4年12月20日（火）

- ※5歳～11歳の小児の3回目接種分の PPE も含めて、配布要望数等を報告する。下記(2)にあるように国からの配送を2回に分けて行うこととしているが、2回目の配送（令和5年1月中旬目途）における配布要望数等を報告することとする。
- PPE の国からの配送（2回目）については、下記(2)にあるように令和5年1月中旬を目途に実施することを想定しているが、令和5年1月中旬より前に PPE の受け取りを希望する場合は、別紙の登録様式による報告の締め切り

(令和4年12月20日)の前に別途、個別に受け付けることとする。

(2) 配送時期について

- 上記のPPEの配布スキームは、国からの配送に20日程度を要することを前提としており、国からの配送について、令和5年1月中旬を目途に実施し、遅くとも同年2月上旬に完了することを想定して期限を設定している。
- 都道府県及び市町村においてPPEを一度に受け入れることが困難な場合も考慮し、国からの配送を2回に分けて行う。
ただし、PPE配布量の上限は、別紙の登録様式に記載された配布上限数となるため、初回、配布上限数の全量を希望した場合には、令和5年1月中旬以降の2回目の配送による受け取りを希望することはできない。また、初回、配布上限数の例えば半分を希望した場合には、令和5年1月中旬以降の2回目の配送による受け取り可能な数量は残りの半分となる。

3. その他

- 4回目接種対象者に係るオミクロン株対応ワクチンへの切り替えについては、4回目接種分として配布したPPE等を活用することができる。
- 都道府県倉庫・市町村倉庫への配送を希望する場合、国配布のPPEを接種会場で使用するに当たっては、都道府県・市町村職員が接種会場に赴く機会に併せて持ち込む等の対応をされたい。
- ただし、たとえば、人口が多い地域であって、接種会場が多数にのぼる場合などは、配送による物資配分が効率的な場合も想定される。国配布のPPEに係る自治体による配送等の費用については、令和2年7月31日付け事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」における取扱と同様、国の財政措置の対象となる。

○ 今般のPPE配布においては、各市町村ごとに以下の考え方で算出した配布量の目安を基に、配送ロットや予備等を踏まえて最終的な配布量を決定している。

接種対象者の前提

初回接種を完了した全ての者（小児含む）

令和4年住民基本台帳年齢階級別人口の5歳以上の者の合計

物資ごとの使用前提等

サージカルマスク

接種対象者 ÷ 20回 × 7人（枚）

- ・ 会場担当者（接種チーム(予診、接種、薬液充填・接種補助)計3名、経過観察者1名、事務職員3名で1ライン)の装着を想定。
- ・ 1日1ライン20回接種を前提として算出。

非滅菌手袋

接種対象者 + 接種対象者 ÷ 20回（双）

- ・ 接種者の装着（被接種者ごとの交換）、薬液充填・接種補助者の装着、予診・緊急対応の必要時の装着を想定。
- ・ 薬液充填・接種補助者装着分は、サージカルマスクの会場担当者に含まれるため、同様の考え方。
- ・ 予診・緊急対応の必要時装着分は、接種者装着分の予備で賄う。

N95等マスク

集団接種会場数 × 100枚を総量とする

アイソレーションガウン

- ・ 集団接種会場における緊急時使用備蓄を想定。
- ・ 集団接種会場は、1箇所各物資100枚で算出。

フェイスシールド

※サージカルマスクと非滅菌手袋に比べて配布数が少ないことから、市区町村には今後の必要分をまとめて配布

新型コロナウイルスの追加接種（オミクロン株対応ワクチン接種）体制整備に係るPPE配布

- 接種体制の整備には個人防護具の装着が必要であるため、オミクロン株対応ワクチン接種が円滑に進められるよう、国から都道府県・市町村（特別区を含む）に対し必要な個人防護具（PPE）を配布する。
※接種対象者：初回接種を完了した12歳以上の全ての住民。併せて、小児（5歳～11歳）の3回目接種分についても配布。

2回目【1月中旬から順次開始】 国から都道府県及び市町村への配布

- 接種体制整備の主体となる都道府県及び市町村に対して、10月上旬配布の希望も受け付け・対応しつつ、初回接種を完了した12歳以上の者の追加接種に必要なPPEを配布。※併せて、小児（5歳～11歳）の3回目接種分についても配布。
- PPEは都道府県及び市町村の要望に応じて、2回に分けて配送を行う。初回の配送は10月中旬、2回目の配送は令和5年1月中旬以降を予定。※4回目接種対象者に係るオミクロン株対応ワクチンへの切り替えについては、4回目接種分として配布したPPE等に対応

【配布数のイメージ】

- **サージカルマスク** 標準量：接種対象者数÷20回×7人（枚）
 - ・会場担当者（接種T（予診、接種、薬液充填・接種補助）計3名、経過観察1名、事務3名で1ライン）の装着を想定。
 - ・1日1ライン20回接種を前提として算出。
- **非滅菌手袋** 標準量：接種対象者数 + 接種対象者数÷20回（双）
 - ・①接種者の装着（被接種者ごとの交換）、②薬液充填・接種補助者の装着、の合計で算出し、この中で予診・緊急対応の必要時の装着も想定。
 - ・薬液充填・接種補助者装着分は、サージカルマスクの会場担当者に含まれるため、同様の1日1ライン20回接種の考え方。
 - ・予診・緊急対応の必要時装着分は、接種者装着分の予備で賄う。
- **N95等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド** 標準量：集団接種会場数×100（枚）
 - ・集団接種会場における緊急時使用備蓄を想定。
 - ・集団接種会場は、1箇所100枚で算出。

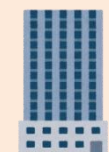
【適宜のタイミング】 都道府県及び市町村から接種会場への配布

【配布のイメージ】 ※ワクチン接種会場への直送を希望することも可能

- **N95等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド**は、接種会場の設置時に、救急用品として配布。
- **サージカルマスク、非滅菌手袋**は、月2～3回程度のワクチン分配数の決定に併せて、必要数を接種会場へ配布。



厚生労働省



都道府県
市区町村



ワクチン接種会場

オミクロン株対応ワクチン接種におけるPPE配布数

- 初回接種を完了した全ての者（12歳以上）向け接種及び小児（5歳～11歳）向け3回目接種に係る配布数は、5歳以上人口を接種対象者数として算出。
- 上記の考え方に加えて、配送ロットを考慮して、各配布数を切り上げ、多少の予備を念頭に、最終的な配布上限数を決定。

物資名	配布数（理論値）
サージカルマスク	初回接種を完了した全ての者及び小児分：42,363,600枚
非滅菌手袋	初回接種を完了した全ての者及び小児分：126,855,850双
N95等マスク アイソレーションガウン フェイスシールド	全国計：各物資約600,000枚 ※3回目接種での実績をもとに集団接種会場数が全国計約6,000ヶ所と仮定した場合の配布数

○これまでの配布実績（R4.11.8時点）

	サージカルマスク	N95等マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
1・2回目_医療従事者等・高齢者	約619万枚	約149万枚	約150万枚	約150万枚	約8,810万双
1・2回目_基礎疾患以降	約4,677万枚	-	-	-	約1億5,112万双
1・2回目_職域接種分	約222万枚	約8万枚	約8万枚	約8万枚	約1,940万双
3回目_医療従事者等・高齢者	約720万枚	約19万枚	約21万枚	約20万枚	約2,200万双
3回目_一般	約2,235万枚	-	-	-	約3,518万双
3回目_職域接種	約55万枚	約5万枚	約4万枚	約4万枚	約496万双
4回目_60歳以上の者及び60歳未満の基礎疾患を有する者等	約504万枚	約11万枚	約13万枚	約12万枚	約1,407万双
4回目_医療従事者及び高齢者施設等の従事者	約72万枚	-	-	-	約207万双
1回目_オミクロン株対応	約1,012万枚	約15万枚	約13万枚	約12万枚	約2,889万双
合計	約1億116万枚	約207万枚	約209万枚	約206万枚	約3億6,579万双

